

「一国二制度」下の中国 香港関係⁽¹⁾

倉田 徹

はじめに

本稿の目的は、1997年の返還以来実施されている「一国二制度」方式の下での、中国中央政府と香港特別行政区政府との関係を振り返り、その構造を解明することである。

従来、中央政府と香港政府の関係は、自治や独自性の維持を志向する香港政府と、香港に対する制御と香港の国家への統合を志向する中央政府の関係という形で展開されると見られてきた。このような前提は必然的に中央政府と香港政府の対立を想起させ、同時に巨大な中国と小さな香港という条件から、自治を求める香港が中央政府の干渉やコントロールを受け、不本意ながら中国の一部とされてしまうという議論が、特に返還以前にマスコミ・学术界を問わず多く見られた。

しかし、返還後の中央政府 香港政府間関係は、中央政府は香港に対する干渉をむしろ避けてきたと評価できる一方、香港政府も返還以前の香港政庁が民主化などをめぐって中央政府と激しい応酬を繰り返したのと対照的に、中央政府に対して友好的に振る舞った。そのため、巨大な中国が小さな香港を飲み込むという議論は一面的であると批判され、中央政府・香港政府双方が自己の利益を考慮して譲歩しているという分析が新たに提起された。例えば、香港政府の譲歩について、谷垣真理子は、「対立」や「敵対」によって中国（あるいは中央政府）から有利な条件を引き出すことはできないという判断により、董建華行政長官が中央政府との協議すなわち「協商」を重視している点を指摘した⁽²⁾。一方中央政府については、三船恵美は中央政府がもし香港で共産党の独裁を横行すれば、経済的損失や国際社会からの制裁などの不利益を被るはずであり、そのような事態を招く動機を中央政府は持たないと指摘し、香港と北京の関係は中央が統合を指向する関係だけでなく、中央が香港の自律を許容しなければならない双方作用的な関係にあると指摘した⁽³⁾。これらの分析は、中央政府・香港政府とも、一方的に自らの意図を実現しようとすることができないという前提に立って、より現実的に両者の関係を把握することを可能にした。ただし、これらの研究も「統合を指向する中央政府」と「自治を指向する香港政府」という構図自体は暗黙のうちに踏襲している。

しかし最近になって、香港の主として経済的な利益の確保のために、香港政府の側か

ら中央政府に干渉を求める事態が見られるようになってきている。従来の分析では香港政府は自治を求める主体と考えられてきたため、また、中央政府との関係においては受動的な立場であると想定されてきたため、香港政府がすすんで中央政府に干渉を求める事態はなぜ発生したのか未だ十分な説明がなされていない。

統合志向を見せない中央政府と、大陸との融合を目指す香港政府という関係の展開はどう説明されるであろうか。筆者は、統合と自治のあり方に注目してきた従来の中国香港関係研究と異なり、ともに香港の経済的繁栄・政治的安定を重視するアクターとして中央政府と香港政府を捉えることを提案する。そして両者の関係を、政治・経済的環境の変化によって「一国二制度」方式提案当初の前提条件が徐々に変化する中で、相互にそれに適応しようとする過程として捉え、それによって返還以前から現在に至る両者の関係の展開を一貫して説明することを試みる。

本稿ではまず、「一国二制度」方式が香港に適用されるにあたり、最も重要な前提条件として、香港の経済的繁栄と政治的安定の維持という目標と、大陸と香港の様々な格差の存在があったことを指摘する。次に、「一国二制度」方式が前提としていた大陸と香港の政治的及び経済的な格差に生じた変化を追い、その変化に従って中央政府・香港政府が政策を調整していることを論じる。特に本稿においては政治格差の変化として香港の民主化を、経済格差の変化として大陸の経済発展と香港の不況をとりあげ、これらに対する両者の政策を重点的に論じ、中央政府の不干渉への転換と、香港政府の干渉要求への転換を説明する。

「一国二制度」の前提条件

中国が「一国二制度」方式を香港に適用した理由は、中国が香港の繁栄と安定を重視したためであった。また、香港の繁栄と安定の維持のためには、存在する大陸との様々な格差から香港が衝撃を受けることを防ぐため、「二制度」の差異を維持し、両者の交流を制限する「防壁」を設けることが必要であった。

1. 香港の「繁栄と安定」重視

なぜ香港は返還と同時に中国に完全に統合されるという形式ではなく、歴史がもたらした悲劇であるはずの分裂の現状を最大限変えまいとする「一国二制度」方式によって統一されたのか。その理由について、鄧小平は「資本主義制度を継続することを保証しなければ、その繁栄と安定を維持できないため」と述べている⁽⁴⁾。

Wang Enbao は、香港返還交渉当時の中央政府の政策的な選択肢は非常に限られていたと分析する。中央政府指導者はナショナリズムの観点から、主権問題で譲歩して自らが「第二の李鴻章」となることは決して容認できず、絶対に主権を回復する必要があっ

表1 香港市民の中央政府に対する要望

問：「香港返還後、中央政府に対しどんな要望がありますか？」	
香港の繁栄と安定を維持	21.4%
香港の現状の生活方式の不变	10.0%
香港の民主的自由を制限しない	10.0%
香港人の生活の質を改善	6.0%
基本法に基づき香港を統治する	5.1%
香港または中国での汚職発生がない	2.9%
香港特別行政区の高度の自治を保証する	2.4%
香港市民の意見を尊重する / 重要政策決定時には香港市民に諮問する	2.2%
約束を実行する	1.6%
中国から香港への移民制限	1.0%
大陸のやり方を香港に押しつけない	0.8%
立法機関の全面直接選挙	0.3%
行政長官を市民が選出	0.3%
特になし	3.1%
その他	11.9%
分からない / 答えにくい	21.1%

(出所) 香港大學社會科學研究中心民意研究計劃『民意快訊』
1997年6月号, 10ページ。

の不变」「生活の質を改善」など、繁栄と安定を重視していると判断できる回答が多く、香港市民の経済利益重視が反映されている。その一方、この調査結果では「高度の自治の保証」「行政長官を市民が選出」など、自治を重視していると判断できるものは少数である。全体として香港市民は政治的自治以上に経済的繁栄と安定を重視していると考えられる。

香港市民の反共意識や中国政府に対する不信感は、しばしば強い自治志向の表出と解釈されてきた。しかし、イギリス人の総督と高官によって権力を独占し、香港市民に決して自治を与えなかったイギリスの植民地統治に対しては、香港市民は概して好意的な反応を見せてきた。1992年の世論調査では、「香港が植民地であるからといって不快な感情を持つことはない」と答えた者が83.9%に達し、「もしある政府が十分に人民の面倒を見ることができれば、仮にそれが植民地政府であったとしても、その政府は人民の擁護を受けるべきである」という意見に対して、84%の回答者が賛意を示している⁶⁾。香港では「民族自決」を求めるような強い自治要求は、幅広い市民に共有されていないと考えるのが妥当であると思われる。

すなわち、「香港の繁栄と安定の維持」は、中国政府にとって自らの利益のためにも必要であり、一方香港市民にとっては自治の確保以上に重要な目的であった。これが中国政府と香港市民の双方にとっての「一国二制度」方式の目標であったと考えることができる。

た。一方、中国の「四つの現代化」政策推進のために、香港の繁栄と安定の維持は主権回復と同様に重要であった。主権の回復と繁栄と安定の維持を同時に成し遂げるには、中央政府には「一国二制度」方式以外にありえなかったとWangは分析している⁵⁾。

一方、繁栄と安定を重視する傾向は、中国政府のみならず、香港市民の間にも強い。返還を目前にした1997年5月に、香港市民が返還後中央政府に対してどのような政策を求めるかの調査が行われた。その結果が表1である。

「繁栄と安定を維持」「生活方式

2. 格差の存在

1980年代初頭の香港への「一国二制度」方式適用決定時には、香港の繁栄と安定を維持するためには、大陸と香港の制度的な差異を残す必要があることは明白であった。両者の間に様々な面で格差が存在し、急進的統一は香港に混乱をもたらすからである。「一国二制度」は、以下のような格差から香港の繁栄と安定を守る「防壁」として機能することが期待されていた。

政治格差

最高指導者への権力集中、西欧型デモクラシーの欠如という点においては、大陸の政治体制と植民地期の香港の政治体制には格差よりもむしろ類似点すら見いだせる。大陸では一党独裁体制が続いており、西欧型民主主義は現在においても否定され続けている。一方の香港でも、立法・行政の最高権限は総督に集中しており、公務員機構とともに寡頭政治を形成した。1980年代までは市民の政治参加は極めて限定的であった⁽⁷⁾。

ともに「非民主的」体制である大陸と香港の政治面における顕著な相違は、国家と社会の関係にあると言える。大陸の共産党政権が社会の隅々にまで干渉したのに対し、香港政庁の香港華人社会に対する政策は不干渉政策であった。

中華人民共和国建国後の大陸では、個人としての労働者・農民はそれぞれの所属する企業・人民公社等の集団から生活のあらゆる側面にわたる補助を受けた結果、全面的な集団への依存を余儀なくされた。党組織、共青团、工会、婦女連等はこれらの内部に階層的に設置され、各個人の帰属する「単位」こそが社会という状況にいたった。菱田雅晴はこの状況を国家による社会の「全面嚮導」と表現した⁽⁸⁾。このような国家 社会関係の結果、大衆は文化大革命などの共産党のイデオロギー的プロジェクトに容易に動員され、「大民主」という形で政治に参加し、あるいは巻き込まれていった。また、単位と戸籍の管理により、職業選択の自由・転居の自由などが極めて厳しく制限された。

一方の香港では、劉兆佳が「最小限に融合された社会 政治システム (minimally-integrated social-political system)」と称する、自律的な官僚制と細分化した華人社会、そしてその両者間の弱い連繫を特徴とする、極めて緩やかな国家 社会関係が形成されていた。以下に劉兆佳の論点を要約する⁽⁹⁾。

政治の領域で優勢である官僚制は、自律的な官僚制の維持を強く志向した。官僚制は自らの機能を制限し、華人社会への干渉を避け、華人社会の政治化を避けることでその優勢を保とうとした。一方華人社会は家族・宗族集団の集合体であり、その組織原理からして政治的な性質のものではなく、かつ伝統的な中国人の政治忌避の傾向と、政治的抑圧を避けて香港に逃れたという大多数の者の経験から、政治参加に対し否定的な考えを持っていた。「小さな政府」を志向する香港政庁の福祉政策は不十分だったが、各華人社会集団の構成員は資源を相互に融通し、政府に依存せずに社会福祉を実行した。すなわち、官僚制と華人社会はいずれも相互に干渉し合う意志も、必要も、手段も持たなか

ったのである。こうして政府の市民に対する不干渉は、結果として自由な社会の実現に結びついた。

社会を全面的に「嚮導」しようとする大陸の政治システムと、社会に対して不干渉を貫こうとする香港の政治システムが、大陸と香港の社会の対照性を産み出したと言える。中央政府は「中英共同声明」で社会制度や生活様式の不変や言論・出版・集会・結社・信教の自由などを保障することにより、香港の安定を確保しようとしている。

経済格差

周知の通り、中英交渉が決着した1984年の時点での香港と大陸の経済格差は大きかったが、それは主に経済体制の大きな相違の帰結であった。中国では社会主義・計画経済体制がしかれ、主要な経済活動は悉く政府の統制下に置かれた。一方香港経済の特徴は自由主義である。香港政庁は「小さな政府」を旨とし、市場への介入を極力避けてきた⁽¹⁰⁾。特に自由港政策や、簡素な税制と低税率が維持されていることは香港の経済政策の重要な柱である。全体として、香港の経済体制は社会主義・計画経済とは対極的なものであった。このような体制の相違の帰結が、両者の巨大な経済格差として表出した。

香港の経済的繁栄を維持するために、資本主義制度の維持が必要であるという認識は「一国二制度」方式の原点であり、そのため「中英共同声明」においても、香港の現行の経済制度の維持と自由港・独立関税地区の地位の保持、財政の独立などが明確に規定されている。経済面においては、香港は一つの国家と同様の地位を維持することとなった。

政治格差の変容 民主化と中国 香港関係の展開

しかし、これらの「一国二制度」の前提条件は、1984年以後の各方面にわたる大陸と香港双方の状況の変化により、少しずつ変容してゆく。特に政治面においては、香港返還交渉とほぼ同時期に開始された香港の民主化の動向が、大陸と香港の政治格差を変化させた。これによって中国 香港関係はどのように展開したのであろうか。

1. 返還以前の民主化への対応 中国政府の干渉

1981年の「区議会 (District Board)」設置とその一部議員の選出への普通選挙採用を皮切りに、香港政庁は各種議会への選挙の導入・拡大による民主化を開始した。長く総督独裁体制が続いてきた香港で、この時期突然香港政庁が民主化を始動した理由には、返還問題がもたらした側面が多く見いだせる。返還までの過渡期のイギリス政府の香港における最大の目標は97年までの政府の権威と有効な統治の維持であり、その達成のため植民地統治に対する香港市民の挑戦を弱める必要があった。84年以後、政府の権威が不断に低下する中で、イギリスは民主化によって香港市民の歓心を買う必要があった⁽¹¹⁾。しかし、中国政府は香港の民主化に反発した。新華社香港分社長許家屯が述べているよ

うに、この改革は他の植民地の独立過程と類似したもので、中国に返還されねばならない香港を独立した政府に作り上げようとするものと中国政府は捉えていた⁽¹²⁾。

香港政庁及び香港市民と中国政府の溝を決定的に深めたのは、1989年の北京での天安門事件であった。香港市民は学生運動を弾圧した中国政府に対する怒りを露わにした。香港では「香港市民支援愛国民主運動聯合会（略称「支聯会」）」という組織が誕生し、中国政府に対して民主化要求を繰り返してゆく。香港政庁では92年にパットン総督が登場し、民主化の急進化を進めた。

香港の民主化進展の結果、香港と大陸の政治面での格差は明白となった。その結果「一国二制度」は、従来の香港の繁栄と安定の「防壁」としてのみならず、中国政府にとって一党独裁と社会主義体制の維持のため、香港の反中国的な動きが大陸へ伝播することを阻む「防壁」としての重要性が増した。香港の大陸に対する政治的影響を防ぐ必要性は早くから想定されていたが⁽¹³⁾、香港の民主化開始後、中国政府の指導者のそのような意図を反映した発言が多く見られるようになった。1987年4月16日、鄧小平は「1997年以後、香港で中国を罵り、中国共産党を罵る者がいても、我々はそれを許す。しかしもし行動に転じて、香港を「民主」の旗印の下大陸に反対する基地にしたとすれば、干渉しないわけに行かない」と述べた⁽¹⁴⁾。89年7月11日、江沢民は「井の水は河の水を犯さない。私は香港・マカオ・台湾では資本主義をやらない。あなたも資本主義を大陸に持ち込んではいけません」と述べたという⁽¹⁵⁾。香港の民主化運動が大陸に進出することを阻止しようという中央指導者の決意がうかがえる。

返還以前においては、中国政府は香港政治に干渉することでその目的を果たそうとした⁽¹⁶⁾。天安門事件以前の中英関係の良好な時期においては、中国政府はイギリス政府との交渉によって民主化の速度を制限させ、大陸との格差の極端な拡大を食い止めようとした。天安門事件とパットン総督の登場により中英関係が悪化すると、中国政府はイギリス政府を無視してでも民主化の影響を阻止する姿勢を見せた。中国政府は天安門事件後、完成目であった「基本法」の第23条に、中央人民政府の転覆禁止の文言を追加した。また、1992年以降のパットン改革に激しく反発し、95年に選出された立法評議会の議員をそのまま97年以後の第一期香港特別行政区立法會議員とするという約束を撤回し、97年7月1日をもって立法評議會を解散させ、400名の委員会が全議員を選出する「臨時立法会」を設置すると決定した。

2. 返還後の展開 香港の地方政府化と中央政府の不干渉

1997年の香港返還で、民主化を主導したイギリスが香港から撤退し、代わって香港特別行政区が誕生した。香港政庁の官僚機構は温存され、主要な高官は多くが留任したものの、返還は香港の民主化にとって決定的な転換点となった。第一に、中央政府に対して友好的で、民主化に慎重な香港政府が誕生した。行政長官の選出は完全に中央政府の意図を反映できる制度で実施され、中央政府との良好な関係を重視する董建華が選出さ

れた。また、すでに存在していた立法会の直接選挙議席が取り消されることはなかったものの、同時に親中国派に有利な間接選挙も実施され、香港市民の多くの支持を集める民主派が立法会の多数を占めることがないよう設計されている⁽¹⁷⁾。第二に、香港が中国の一地方となったことで、制度上も香港政府が自発的に民主化を主導することが不可能となった。「香港基本法」は同法の改正権や行政長官選挙制度変更の承認権を中央政府に与えており、民主化は中央政府の許容範囲内でしか進展させることができなくなった。これらにより香港と中央が民主化をめぐり対立するという返還以前のような事態が再発することは考えられなくなった。これは返還過渡期の中国政府の民主化への介入が奏功した結果であった。

しかし、一方で香港社会において中央政府に反抗的な動きが抑圧されるという見通しは外れた。例えば、香港の報道記者らが毎年まとめている「香港言論自由年報」という報告書を見ると、1997年6月30日、すなわち返還前夜に発行された報告書の序文は返還後に「明らかに、現在の言論の自由は締めつけを受けるであろう」と述べていた⁽¹⁸⁾。しかし、返還後の同報告は1998年版が「返還から間もなく1年、言論の自由は未だ存在しているが、その脅威は消えていない」⁽¹⁹⁾、1999年版は「二年が過ぎ、状況は当初の暗い予測とは甚だ異なっている。香港特区は相変わらず言論の自由を享有している」と総括した⁽²⁰⁾。「民主派」の活動も当初は締め付けが予想された。しかし、返還後も「支聯会」が主催する毎年6月4日の天安門事件追悼集会は開催されており、民主派の中核である「民主党」は1998年・2000年の2回の立法会議員選挙で第一党となっている。また、香港政府は中央政府が「邪教集団」として弾圧している法輪功の活動を禁止していない。これらはむしろ香港に対する中央政府の不干渉政策への転換とされた。

中央政府が香港社会に対する不干渉政策をとった理由は、主として経済利益と国際社会に対する配慮であると考えられる。香港での「一国二制度」政策はイギリスとの間で条約に明記された国際公約であり、またアメリカは「香港関係法」によって定期的に国務長官が香港の状況を議会に報告するなど、「一国二制度」の実施状況を監視している。さらに中央政府は台湾に対して将来の統一のモデルとして「一国二制度」の有効性を示すことも必要である。諸外国との関係悪化が経済にもたらす打撃の大きさは、天安門事件以後の数年間に中国が身をもって体験したところであった。香港のような対外的に開放された金融・貿易センターでは、国際社会の評価はまさに死活問題であった。香港の「繁栄と安定」を重視する以上、中央政府の香港政府への干渉は制限される必要があった。

しかし、中央政府は香港への不干渉政策を貫く一方、香港の民主派などの勢力が大陸に浸透しないよう、「一国二制度」の「二制度」の境界線を「防壁」として機能させていることも指摘できる。例えば、表2は香港の「民主派」とされる立法会議員が、香港市民が大陸を訪れる際に必要である「回郷証」を所持しているか否かを示したものである。「民主党」主席(当時)の李柱銘や、「民主党」議員で「支聯会」主席の司徒華、民主派政治団体「前線」召集人の劉慧卿など、中央政府に批判的な立法会議員の主要な者は大陸

表2 香港「民主派」立法會議員の大陸入境の可否

入境拒否，回郷証没収 または期限延長却下	民主党...司徒華・李柱銘・何俊仁・李華明・徐謹申・鄭家富 前線...劉慧卿・李卓人・何秀蘭・梁耀忠 無所属...吳靄儀
回郷証延長申請せず	民主党...張文光
自由に往来できた または回郷証所持	民主党...單仲偕・羅致光・何敏嘉

(出所) 『明報』, 2000年5月31日より筆者作成。

に入ること拒まれている。

民主派議員の大陸入境は返還後しばしば問題となった。弁護士で立法會議員の吳靄儀は、法学シンポジウムに参加するために北京に向かおうとした。しかし、出発当日の1999年9月12日に、大陸の入境管理部門によって入境ビザを取り消され、吳靄儀は香港を発つことができなかった⁽²¹⁾。吳靄儀は全人代常務委による基本法解釈権行使(後述)に反対したり、99年3月11日立法会に梁愛詩法務長官不信任動議を提出したりするなど、中央政府や香港政府に対する反対意見の表明が目立っていた議員である。

「民主党」立法會議員の李華明は、2002年6月29日大陸に観光旅行に向かった際、香港と深圳の境界で「国家の安全に危害を加え、国家の利益を損する」として回郷証を没収された。李は「支聯会」には属さず、中央政府に対する批判も比較的穏健であった。しかもこの2ヵ月前に李が大陸を訪問した際には問題なく入境できたという。この時点での回郷証没収の理由としては、7月1日の返還5周年式典を直前に控え、多くの中央政府高官が深圳を通過することが予定されており、深圳市当局の緊張が高まっていたことが推測される⁽²²⁾。

大陸は香港からの入境を許可するか、しないかについて自由に決定することができる。吳靄儀は董建華行政長官を介して入境の可否の基準を説明するよう中央政府に求めたが、回答はなかった⁽²³⁾。入境拒否は大陸が「一国二制度」の「防壁」としての機能を利用する上での重要な手段である。

また、「一国二制度」の「防壁」性が利用された例として、台湾スパイ疑惑事件である「李少民事件」が挙げられる。李少民は米国籍を持つ香港城市大学の副教授で、1991年から98年までに10万米ドル以上を用いて関係者を買収し、学術研究名義で「台聯通訊」「台湾動態周刊」「台湾民情研究」などの内部参考の資料を収集した上、台湾の情報組織に渡したとして2001年7月14日「境外追放」の判決を受け⁽²⁴⁾、7月25日北京を離れサンフランシスコに帰宅した。李少民は城市大学への復職を希望したが、「台湾スパイ」である李少民を香港に再び入境させるべきか、また城市大学に復帰させるべきかについて、香港各界から賛否両論が噴出した。しかし結局、李は7月30日香港に到着し、香港の入境処職員は李に対し「香港の利益に反する行為を行った場合、ビザを取り消す可能性もある」と警告したものの、入境を許可した⁽²⁵⁾。さらに8月4日、城市大学は李の復職を認める決定を下したのである。大陸で「境外追放」判決を受けた者が香港に入境できる

ことは、中央が「一国二制度」の「防壁」としての有効性を信頼していることを示すと言えよう。

「一国二制度」により、大陸は歓迎しない人物の香港から大陸への入境を拒否できるため、香港での彼らの活動に対して厳しい弾圧を加える必要が生じなかった。「二制度」の境界が「防壁」として機能しているため、「民主派」「邪教集団」「親台湾派」などであっても、香港で活動する以上は大陸にとってある程度「安全」なのである。中央政府は「一国二制度」の「防壁」に守られることで、香港への干渉を最低限に抑えることができるのである。

経済格差の変容 広東省と香港の経済融合

一方、「一国二制度」がその前提条件とした香港と大陸の経済格差にも、香港に隣接する珠江デルタ地域の急速な経済発展と、アジア経済危機後の香港経済の停滞により、香港と大陸の経済格差の縮小という変化が生じた。そして経済政策においては、民主化や政治体制の分野において中国の地方政府として受動的立場におかれた香港政府が、より積極的に活動し、自ら中央政府の干渉を求めるような行動も目立つようになった。続いて経済政策における民主化の分野とは異なる中央政府と香港政府の関係の展開を見てみよう。

1. 経済状況の変化 「二制度」の「障壁」性の露呈

2001年の広州市の一人あたり国内総生産（GDP）は4,586米ドル、一人あたり可処分所得は1万4,416元に達したとされる⁽²⁶⁾。香港に隣接する深圳では1999年時点ですでに一人あたり可処分所得が全国一位の2万240元に達しており、85年の9.6倍に成長した⁽²⁷⁾。また、2001年の平均年収は5万254元との調査結果もあるが⁽²⁸⁾、これは6,000米ドル以上の水準に達していることを意味する。広州市長の林樹森は、香港より自動車保有率が低い以外は広州の生活の質は香港に遜色ないと述べている⁽²⁹⁾。これに対し、97年に香港のGDPは実質5.0%成長であったが、アジア金融危機の影響を受けた98年にはマイナス5.3%成長に陥った。97年に2.2%であった失業率は、98年は4.7%、99年は6.3%に達し、81年の政府統計開始以来最悪となった。大陸の経済発展と香港経済の不振は、中央政府と香港政府の関係に作用する環境に大きな変化をもたらした。その変化は全体として、従来香港の繁栄と安定を守るための「防壁」として機能することが期待されてきた「二制度」の差異や大陸と香港の境界線の価値を低下させるものとなった。

まず挙げられるのは、中央政府の香港に対する不干渉と大陸の経済発展の影響から、中央政府の能力や意図に対する香港市民の疑念が解消されつつあることである。

香港市民の中央政府に対する不信感は天安門事件後にピークに達した。香港中文大学

表3 中国政府に対する香港市民の信任

調査時期(年)	信任する	半々	信任しない	分からない
1993	19.2%	21.5%	50.8%	8.4%
1994	23.9%	17.3%	49.2%	9.6%
1995	21.7%	19.4%	49.1%	9.9%
1996	24.7%	23.8%	43.2%	8.4%
1997	30.6%	22.3%	36.3%	10.8%

(出所) 『民意快訊』, 第26期(1999年1月), 12ページ.

表4 羅湖検問所の出入境人数

年度	出境(香港 深圳) (のべ万人)	入境(深圳 香港) (のべ万人)	総数 (のべ万人)	前年比 増加幅
2002(1 5月)	1,898	1,962	3,860	
2001	4,411	4,540	8,951	3.5%
2000	4,263	4,384	8,647	12.0%
1999	3,812	3,907	7,719	16.8%
1998	3,274	3,336	6,610	17.4%
1997	2,786	2,843	5,629	17.3%
1996	2,376	2,422	4,798	

(出所) 『明報』, 2000年8月3日.

の世論調査によると、中国政府を信任すると答えた人の割合は1985年には31.5%であったが、天安門事件の直後の90年にはその割合は10.0%まで低下した⁽³⁰⁾。しかし、天安門事件後も大陸の「改革・開放政策」は継続されて中国経済の高成長は続き、政治的にも89年のような混乱は再演されなかったため、その後香港市民には一種の安堵感があり、中央政府に対する評価の好転に繋がった。表3は香港大学の調査による93年から97年までの香港市民の中国政府に対する態度であるが、中国政府に対する信任度が徐々に高まっているのが分かる。大陸に対する不信任感が解消されれば、大陸の影響を防ぐ「防壁」の価値は低下することとなる。

次に、大陸との経済格差縮小は、香港市民が大陸との間に日常的に経済関係を築くようになる契機となった。香港市民にとって、香港から大陸に「北上」することは日常的な出来事となったのである。香港から大陸に向かう鉄道の香港側終点である羅湖の検問所を経由して香港 深圳間を出入境した人数は、表4の通り毎年大幅に伸びている。香港市民が大陸に渡り、主に隣接する深圳で買い物や娯楽を楽しむ「北上消費」は、今や週末の娯楽の一つとなっている。香港城市大学の電話による調査では、毎年のべ約2,400万人の香港市民が深圳に渡り、総額189億香港ドルを消費していると推計された。これは人口一人あたり年平均3回以上深圳を訪れている計算となる。また、深圳での消費額は香港市民の個人消費額の2.6%に相当する⁽³¹⁾。

「北上消費」の動機は主として大陸の物価安であったが、2000年以後香港ではデフレが進み、衣類や飲食費の一部はすでに香港の方が深圳よりも安いという⁽³²⁾。しかし、実

際に「北上消費」をしている人によれば、大陸に行く動機は価格だけではない。中文大学の調査によれば、大陸に買い物に行く理由は「尊厳を取り戻す」が43%を占め、節約のためとする者は3割程度であった。「香港では買い物をせずに店を出ると罵倒されることがあるが、深圳ではそれはない」「香港では20ドルのチップに対してはありがたいの一言もないが、深圳では『旦那様』と言って何度もお辞儀してくれる」というように、深圳の方がサービスが良いと感じている市民が多くいるのである⁽³³⁾。大陸の商店の接客態度の劣悪さが西側観光客を驚かせていた時代と比較すれば、隔世の感があると言わねばなるまい。

香港市民が大陸で働く「北上工作」も徐々に増加している。2001年に政府統計処が初めて行った調査によれば、香港市民のうち7万8,700人が香港に住み大陸に通勤しているという。これは香港の全労働人口の2.4%を占める⁽³⁴⁾。大陸に駐在している香港市民も加えると、2002年現在約20万人が大陸で仕事をしていると推計されている。その雇用形態はかつての香港企業からの出向として香港 大陸合弁企業で働く形態から、大陸の企業に雇用される形態に変化しつつあるという⁽³⁵⁾。大陸出張も盛んで、2001年末の調査で最近1年間に大陸に出張したことがあると答えた者は19万人以上に上った。その3割以上は過去1年間に50回以上深圳と香港を往復したと述べており、大陸への出張はごく日常的となっていることが分かる⁽³⁶⁾。

香港での失業の悪化に伴い、大陸で仕事をするのを望む香港市民も増加している。特に就職状況の厳しい若者にその傾向が強く、「民主党」の調査では大学生の62%が大陸で仕事をするのを希望しているという。その理由は「香港で仕事が見つからないから」という者が37%だった一方、「大陸の方が将来性があるから」と答えた者が55%に上った⁽³⁷⁾。

香港市民が大陸に不動産を購入する「北上置業」の現象も見られるようになってきた。2001年12月に香港政府は初めて香港市民の大陸での不動産購入について調査を行った。その結果、香港市民で大陸に不動産を持つ者は8%に上った。香港市民は大陸に19万戸の不動産を所有しているという計算になり、うち約55%は別荘として利用されているという。実際に大陸に住んでいる市民は0.8%に過ぎなかったが、10年以内に大陸に移住する意思のある者が3.2%に達した⁽³⁸⁾。

このような関係の日常化が進むにつれ、香港市民にとって大陸と香港の境界は邪魔となってゆく。2001年10月3日の国慶節休暇最終日には、大陸から香港に帰る市民が羅湖検問所に殺到し、24万1,000人が検問所を通過した。通過には3時間の行列が必要だったという。大陸との間で政策協調をはかりつつ、経済的融合に見合うインフラを提供することは急務となっていった。

「二制度」の境界の「障壁」性は、これらの市民生活にとっての不便性というレベルのみならず、香港経済の発展にとっても「障壁」という側面が指摘されるようになった。

「改革・開放」後の珠江デルタ地域は、香港との経済関係の密接化によって発展してき

た。「改革・開放」政策の開始後、香港の工場の多くが大陸に移転し、香港が受注・原料買い付け・融資・運送・中継貿易・製品の設計・生産管理などの工業に付随するサービス業務を提供し、大陸で生産を行うという輸出加工のモデルが完成した⁽³⁹⁾。この方式は、前面の香港に管理機能＝「店」があり、後背地の大陸に工場＝「廠」があることから、「前店後廠」方式とも呼ばれる。

「前店後廠」は、植民地期の中英「国境」が大陸と香港を隔てていたために、近接した地域で法治と上質のサービス業務を提供する者と安価な労働力を提供する者との分業を可能にしたものであった。返還後も「二制度」の境界線が大陸と香港の経済的特徴を維持させる「防壁」として機能することは、「前店後廠」方式の継続に有利となり、大陸と香港の経済を利するはずであった。しかし、広東省の経済発展により、広東省は香港にとって競争相手として抬頭してきた。

香港は空港・港湾のインフラが整備されており、「前店後廠」方式に必要な運輸業務を提供してきたが、広東省は急速にインフラを整備しつつあり、香港の地位が脅かされつつある。珠江デルタ地域には香港・広州・深圳・マカオ・珠海と5つの空港が存在し競争が生じている。水運については、現在華南地区のコンテナ輸送の7割を香港が扱っているとされるが、広州市が積極的に開発を進めようとしている南沙など、他の港湾の発展により競争に晒される恐れがある。また、中国が世界貿易機関（WTO）加盟によって対外開放を加速すれば、香港の金融・サービス業の中心地としての価値も低下することが懸念される。資本面においても、かつて広東省のインフラ建設には香港の資金が重要であったが、2001年7月広州を訪れた董建華行政長官が広州のインフラ建設のために金融で香港が協力したいと申し出たのに対し、林樹森広州市長は丁重に断ったという。広州市は6,000億元以上の財政貯蓄があり、南沙の港湾開発について香港資本の参与を歓迎するが、香港が関与しなくても独力で開発できると林樹森は発言している⁽⁴⁰⁾。盧瑞華広東省長は、広東省と香港の協力は今後最早「前店後廠」方式ではなく、より高付加価値の分業を模索すべきだと述べた⁽⁴¹⁾。

しかし、経済の高付加価値化により「前店後廠」方式に代わる新しい経済発展のモデルが必要とされる中で、「二制度」の境界線で大陸との人的流動を遮断するシステムが、香港の発展の障害となる場面が現れ始めた。

まず、香港は高付加価値産業に必要な人材の不足に直面している。董建華行政長官は2005年時点で香港では大学・専門学校卒の人材が8万人不足するとの予測を発表している⁽⁴²⁾。林樹森広州市長は、香港上海銀行総経理の柯清輝が広州で雇用した職員の方が外国語の水準が高かったと述べたことを引き、広州には20万人の大学生がおり、全国の優秀な人材が集まる一方、香港は600万人の人口の中から人材を選ばなくてはならないと指摘している⁽⁴³⁾。大陸からのエリートの移民受け入れにも限界がある。香港政府は1999年12月より優秀な人材の受け入れ計画を実行しているが、2002年9月現在このプロジェクトを利用して香港にやってきた人材は合計429名に過ぎない。博士学位などを所持す

る大陸の優秀な人材は容易に欧米に行くことができるため、香港を活躍の場と考える者は少ないという⁽⁴⁴⁾。

エリートの不足の一方で、香港では高度の技術を持たない労働者を中心に失業が深刻化している。そのため香港政府は対策として「北上工作」を推奨している。しかし、大陸でもエリートの人材に対する大きな需要がある一方で、技術を持たない労働者の需要は小さい。張左己労働部長は香港の高級管理職・科学技術・教育の専門家的大陸での就職を歓迎するが、香港市民が大陸で末端の仕事を探すのは困難かも知れないと述べている⁽⁴⁵⁾。大陸から香港へのエリートの受け入れに限界がある一方、香港は毎日150名の大陸からの新しい移民を受け入れることとなっているが、その大部分は大陸で生まれた香港市民の子女であり、低学歴・低所得者が多く、失業問題をさらに厳しくする要因となっている。

大陸との関係を持つ上では、香港市民が大陸の共通語である普通話の能力に欠ける点も大きな問題となる。香港の親中国派政党「民建聯」が行った電話調査では、普通話を流暢に話せると述べた者は2割に留まり、少ししか分からない、または分からないと述べた者が33%に達したという⁽⁴⁶⁾。2001年11月、政府諮問委員会の「言語教育及び研究常務委員会」主席田北辰は、個人的意見として中学・高校教育を英語と広東語の二種類から、英語と普通話の二種類にすべきであると初めて提案した⁽⁴⁷⁾。

また、香港社会の急速な高齢化も懸念される。香港市民の平均寿命は男性78.4歳、女性84.6歳に達している。その一方出生率は2001年に0.927%と世界最低である⁽⁴⁸⁾。通常大都市は周辺の農村から若年人口を引きつける一方、老人は大都市を離れて安住の地を求めるといった形で人口の若年化が発生するが、香港の場合は大陸との間の人口移動の制限からそのような動きが小さい。2001年の香港市民の平均年齢は36歳で、1991年より5歳「老化」した⁽⁴⁹⁾。

このように、香港の繁栄と安定の「防壁」となるはずであった「二制度」の境界線は、むしろ経済発展にとって「障壁」となる可能性が指摘されるようになってきたのである。

2. 香港政府の大陸との経済融合政策

「二制度」の境界が香港の繁栄の妨げとなる局面を前に、香港政府は自ら積極的に「障壁」を突破すべく、中央政府に対して様々な働きかけを行うようになった。

その早期の例は、いわゆる「居留権事件」をめぐる全人代常務委員会に対する基本法再解釈請求に見られる⁽⁵⁰⁾。返還以前は、大陸で出生した香港市民の子女は香港への定住を認められなかった。しかし、1999年1月29日、香港終審法院は彼らに幅広く香港への居留権を認める判決を出した。香港政府はこれによって167万人の新たな大陸からの移民が香港に流入するとの試算を発表した。この数字の信憑性については香港でも論争があったが、香港の世論は大量の新移民受け入れのコストに対して懸念を表すものが大勢であった。そこで香港政府は全人代常務委員会に対して基本法の解釈権を行使し、判決

を覆すよう要請した。全人代常務委員会は再解釈によって終審法院判決を無効とし、結局大陸生まれの香港人子女には居留権が賦与されないこととなった。

その後香港経済の悪化が深刻になると、香港政府の中央に対する要求は香港経済再建への協力を求める性質のものとなっていく。董建華行政長官は、2001年11月に中央政府指導者に信書を送り、香港経済を救済する措置をとるよう要望したと述べている⁽⁵¹⁾。2001年後半から、中央政府は香港経済を活性化するための措置を次々に実施している。

まず、香港政府は大陸からの資金を香港に引きつけるための施策を中央政府に求め、成果を得ている。2001年8月、李少光香港政府入境処長は、中国公安部に対して大陸市民の香港旅行のビザ取得手続きの簡素化・香港団体旅行のビザ枠の拡大・個人での香港観光旅行の解禁などを実現するよう働きかけると述べた⁽⁵²⁾。これに対し10月の董建華行政長官の施政報告演説で、中央政府が2002年1月1日より大陸から香港への観光旅行の規制を大幅に緩和することが発表された。香港団体旅行を企画できる大陸の旅行社は4社から67社に増え、全国から香港への旅行が可能となった。また中央政府は商務ビザの有効期限を半年から3年に延長することにも同意した⁽⁵³⁾。これによって2002年には、大陸から香港への観光客が前年比で3割程度の増加となっている。

香港政府はさらに大陸から一定の資金を持って香港に移住し、香港の不動産や株式等に投資する「投資移民」を受け入れることも希望している。董建華行政長官は2001年10月の施政報告で香港への投資を希望する外部の人材をさらに受け入れることを目標とした。大陸には厳格な外貨の持ち出し規制があるため、当初この「投資移民」は東南アジア人が中心となると考えられていた⁽⁵⁴⁾。しかし、香港政府は中央政府との交渉を続けており、2002年7月には香港政府の葉劉淑儀保安局長が、目下投資移民制度については大陸と詳細を検討しており、将来の大陸から香港への投資移民受け入れは時間の問題であると発言するに至っている⁽⁵⁵⁾。

大陸市場への参入において香港企業を優遇する方法も検討されている。香港総商会などから大陸と香港の間での自由貿易区設立を望む声が上がった。この建議は董建華行政長官を通じて中央政府に伝えられた。2001年11月、龍永図対外経済貿易合作部副部長は香港政府から中央政府に対して自由貿易区設立の建議書が提出されていると述べ、マカオも加えた三地間の自由貿易区設立を積極的に検討すると述べた。自由貿易区構想は「大陸と香港のさらに緊密な経済貿易関係計画」と名を改め、2002年1月25日から梁錦松香港政府財政長官と安民対外経済貿易合作部副部長らの間で協議が開始された。その後の協議では香港製品の大陸輸出に際して課せられる9%の関税の減免措置などが議論されている。香港には、中国がWTO加盟を前に市場参入障壁を漸進的に撤廃していく今後数年間の過渡期において、自由貿易区によって香港企業が諸外国よりも一足早く中国市場に進出できるという期待が高く、早期の実現を期待する声大きい。

また、中央政府は香港と広東省の仲裁役も務めるようになっていく。香港と広東省の間で重複するインフラ建設によって非効率や過度の競争が発生することをおそれ、これ

まで香港政府と広東省政府の間で議論されてきたインフラ協力の問題を、中央政府が仲介して議論することとなった。2002年1月、中央政府・香港政府・広東省政府・深圳市政府の代表が出席し、北京で会議が開かれた。国家計画委員会主任曾培炎は、今後広東省と香港で意見が一致したインフラの建設は加速して推進し、一致しないものは計画を遅らせると述べ、広東省のインフラ建設計画については香港政府に事前に通知することも決められた⁽⁵⁶⁾。この会議の開催は香港政府の要求を容れたものと言われている⁽⁵⁷⁾。

これらの大陸との経済融合を目指す一連の政策には、民主化や政治体制の議論において中央政府と香港政府の関係を中央政府が主導したこととは対照的な側面が観察される。第一に、大陸との経済融合政策は、香港政府の提案や要望に対して大陸が動くという形をとっており、かつその内容は観光旅行・投資移民規制の緩和や自由貿易区設立など、大陸の政策変更を香港政府が要求するものとなっている。香港政府の役割は香港の域内自治の範囲を超えて、香港から大陸に対する干渉とも言えるものとなっている。第二に、香港政府の要望は香港域内政治への干渉要求ともとれる側面を持つ。「居留権事件」はその典型である。また広東省とのインフラ協議後においては、香港は広東省と協調することなくインフラを構築することが認められない。大陸との経済的融合を進めることによって、香港政府の政策は大陸要因により縛られるようになると考えられるが、これらの例から、香港政府は経済利益の観点からその拘束をある程度受け入れる姿勢を示していることが分かる。「二制度」の境界が「防壁」から「障壁」へと変化する側面が見られる中で、自治・自律を志向すると見られてきた香港政府の対大陸政策には変化が生じてきたのである。

おわりに

香港返還以前、中国政府は香港の内政、特に民主化に積極的に干渉し、民主化の進展を抑制する働きをしたが、返還後の中央政府は香港政府に対する不干渉政策を貫いた。一方返還後の香港政府は、大陸との経済協力のため大陸の内政に対する干渉や、中央政府による香港政治への干渉の要求を打ち出すようになってきている。「一国二制度」下の中央政府と香港政府の関係は、中央政府が香港の国家への統合を指向し、香港政府が自治・自律を求めるとの前提の下、両者の対立や妥協として展開されると分析されてきた。しかし、最近の中国 香港関係は、自治と統合の原則的な次元よりも、より現実的な利益をめぐる展開していると考えられる。

中央政府の不干渉政策への転換については、すでに過去の研究でも指摘されてきたように、香港政府の主要な人事の掌握により香港政府に対し最低限の制御を利かせられるようになったことと、経済利益と国際関係への配慮が大きな要因であると考えられるが、それと同時に中央政府も「二制度」の相違を「防壁」として利用しているという側面も

指摘できる。すなわち中央政府は香港との「相互不干渉」を掲げることにより、具体的には入境管理などの手段を利用して、中央政府と敵対的な香港の勢力の大陸への浸透を阻むことができるのである。これは香港の国家への統合よりも大陸と香港の政治的安定と経済的繁栄を優先した政策と分析できる。一方、経済政策の分野では民主化や政治体制のイシューと異なり、香港政府が主体的な役割を担っていること、そしてその活動は域内自治の範囲を超える性格を持っていることが分かる。その主要な原因は大陸と香港の経済状況と相互間の経済関係の変化であり、香港政府が経済的配慮から相互不干渉よりも相互協力に重点を移しつつあることが分かる。中央政府の統合志向も、香港政府の自治志向も、繁栄と安定という現実的目標の前には顕著にはならなかったのである。

その上で返還後の中央政府と香港政府の関係を振り返ると、初期の中央政府による不干渉徹底から、最近の香港政府の主導による相互協力へと移りつつある感がある。このような交流進展は、中央政府・香港政府に今後新たな課題を突きつけることとなろう。中央政府は香港政府の要請に応じて積極的に優遇策や援助などを与える姿勢を見せているが、これは他の地方政府の嫉視を招かないだろうか。また、香港と大陸の人的交流を促す各種の方策は、「二制度」の「防壁」としての機能に依存して香港への不干渉を維持してきた大陸にとってリスクとならないだろうか。一方香港側には、香港の政策決定要因がさらに多く大陸要因に縛られるようになることは、維持してきた高度の自治に脆弱性をもたらすものとならないだろうかという懸念が存在する⁽⁵⁸⁾。いわば「一国二制度」下の中国 香港関係は、中央政府对香港政府の「一国」対「二制度」という形ではなく、中央政府と香港政府の良好な関係の中で両者が融合を探る過程において、両者がそれぞれ大陸域内・香港域内に「二制度」の併存ゆえの難問を抱える形で展開しているようである。大陸と香港の融合が進展すれば、経済協力が、相互不干渉かというジレンマは、中央政府・香港政府にとってさらに深まってゆくであろう。

(注)

- (1) 本稿においては、返還以前の中華人民共和国中央政府と香港政府の関係を「中国(政府)」と「香港(政府)」の関係として、返還後の中央政府と香港政府の関係を「中央(政府)」と「香港(政府)」の関係として表現する。返還以前においては中国政府と香港政府に中央 地方関係は存在せず、香港政府に対して中央政府という表現は妥当と言えない。一方返還後においては、香港はすでに中華人民共和国の一部であり、中国対香港との表記は正当でない。本稿は両者を時間軸に沿ってともに論じる必要から、便宜的に中国 香港関係という論題とした。また、香港を除く中華人民共和国全体を表現する際には、「(中国)大陸」という呼称を使用することとする。
- (2) 谷垣真理子「返還後の香港政治 『対立』から『協商』へ」『中国研究月報』第52巻第3号、2002年2月、10ページ。
- (3) 三船(石川)恵美「《一国兩制》と京港関係 自立と統合の政治構図」『アジア研究』第44巻第2号、1998年、79-108ページ; 三船恵美「『自律的地方』としての香港」、天児憲編『現代中国の構造変動4 政治中央と地方の構図』、東京大学出版会、2000年、217-246ページ。
- (4) 鄧小平が1984年7月31日に英国外相ジェフリー・ハウに対して語った内容。『“一個国家、兩種制度”文献和資料叢書』第一集、中国文史出版社、1988年、281ページ。
- (5) Wang Enbao, *China's policy toward Hong Kong: A pragmatic view*, University of Alabama, 1993.
- (6) 劉兆佳・關信基「香港市民的取向 香港人對政治權威的態度及殖民地政權的認受性」『廣角鏡月刊』252期(1993年9月)、81ページ。
- (7) 民主化開始以前の立法評議会と行政評議会は、総督の委任した者と官僚によって構成されており、選挙は

- 市街地の衛生・文化娯楽を管轄する市政評議会 (Urban Council) に僅かに制限選挙が実施されていたのみであった。
- (8) 菱田雅晴「国家と社会の“共棲”」、毛里和子編『現代中国の構造変動1 大国中国への視座』、東京大学出版会、2000年、71-73ページ。
 - (9) Lau Siu-Kai, *Society and Politics in Hong Kong*, Hong Kong: The Chinese University Press, 1984.
 - (10) 香港政府の経済政策は、1971-81年に香港政府財政長官を務めたハドンケイブ (Philip Haddon-Cave) によって「積極的非介入主義 (positive non-interventionism)」と命名されている。「積極的」とは、政府の非介入政策は無為無策によるものではなく、市場に介入しない方が介入するよりも長期的には望ましい結果を得られるという政府の積極的な判断によっているという主張を反映している。詳しくは、鄧樹雄「積極不干預主義」、鄧樹雄編『後過渡期の香港公共財政』、三聯書店、1992年、13-30ページを参照。
 - (11) 劉兆佳「香港的民主化道路」、『廣角鏡月刊』255期 (1993年12月)、68-77ページ。
 - (12) 許家屯 (青木まさこ・小須田秀幸・趙宏偉訳)『香港回収工作 (上)』、筑摩書房、1996年、190-199ページ。
 - (13) 1984年の時点で鄧小平は「我々の香港に対する政策は長期的に変わらず、大陸の社会主義に影響を与えない。中国の主体は社会主義でなければならない」と発言している (前掲『“一個国家、兩種制度” 文献と資料叢書』第一集、279ページ)。
 - (14) 中共中央文献研究室編『一国兩制重要文献選編』、中央文献出版社、1997年、103ページ。
 - (15) 趙睿・張明瑜主編『中國領導人談香港』、明報出版社、1997年、34ページ。
 - (16) 返還以前の民主化をめぐる中英関係については、中國和仁『香港返還交渉 民主化をめぐる攻防』、国際書院、1998年が詳しい。
 - (17) 筆者はこの状況を、香港の政治体制内部に中央政府の意図を反映する政治エリートの選出制度と香港の民意を反映する選挙制度の「二制度」が併存する状況として分析を行った。詳しくは、倉田徹「香港政治の『二つの制度』 香港の行政・立法関係」、『中国研究月報』第56巻第2号 (2002年)、1-15ページ。
 - (18) 香港記者協会與第十九条『香港言論自由年報一九九七』、1997年、2ページ。
 - (19) 香港記者協会與第十九条『香港言論自由年報一九九八』、1998年、2ページ。
 - (20) 香港記者協会與第十九条『香港言論自由年報一九九九』、1999年、2ページ。
 - (21) 『明報』1999年9月13日。
 - (22) 『明報』2002年6月30日。
 - (23) 『星島日報』1999年9月18日。
 - (24) この判決の詳細は2002年4月になってようやく公開された (『太陽報』2002年4月9日)。なお李少民は起訴事実を否認している。
 - (25) 『星島日報』2001年7月31日。
 - (26) 『明報』2002年1月31日。
 - (27) 陳応春主編『深圳財稅20年』、海天出版社、2000年、8ページ。
 - (28) 『明報』2002年3月5日。
 - (29) 『明報』2001年11月14日。
 - (30) 劉兆佳「香港人對後過渡期中英關係的態度」、『廣角鏡月刊』242期 (1992年11月)、54ページ。
 - (31) 『明報』2001年12月20日。
 - (32) 『明報』2002年2月4日。
 - (33) 『明報』2002年5月29日。
 - (34) 『明報』2001年10月30日。
 - (35) 『明報』2002年1月28日。
 - (36) 『星島日報』2001年12月29日。
 - (37) 『明報』2002年6月23日。
 - (38) 『星島日報』2001年12月29日。
 - (39) 宋恩榮「中港經濟發展策略」、劉兆佳編『香港二十一世紀藍圖』、中文大學出版社、2000年、93-108ページ。
 - (40) 『明報』2001年12月20日。
 - (41) 『明報』2002年3月27日。
 - (42) 『東方日報』2002年1月19日。
 - (43) 『明報』2001年12月20日。
 - (44) 『太陽報』2002年9月13日。
 - (45) 『星島日報』2002年1月16日。
 - (46) 『明報』2001年11月13日。
 - (47) 『明報』2001年11月18日。

- (48) 『明報』2002年8月17日。
- (49) 『東方日報』2001年10月27日。
- (50) 居留権事件については、広江倫子「返還後香港法と『一国両制』 居留権事件における基本法解釈権の帰属」『一橋論叢』第125巻第1号(2001年)、87-104ページが詳しい。
- (51) 『成報』2002年8月15日。
- (52) 『明報』2001年8月3日。
- (53) 『明報』2001年10月11日。
- (54) 『星島日報』2001年10月27日。
- (55) 『星島日報』2002年7月6日。
- (56) 『明報』2002年2月1日。
- (57) 『太陽報』2002年2月1日。
- (58) 2002年7月1日、陳方安生前政務長官はイギリス紙 *Financial Times* に寄稿し、「香港は国際イメージを維持する必要がある」「中国のWTO加盟で両地の経済貿易関係が更に緊密になっても、経済利益を得るために中国の一点になってはいけない」「北京に経済的な救いを求めるのは現実的でない」「大陸とのヒト・モノ・カネの動きが順調であることは必要だが、『二制度』の境界をあいまいにすべきではない」と主張した。陳方安生は植民地期の香港政庁政務司から特別行政区政府政務長官と続けて公務員組織の長をつとめたが、パットン総督によって政務司に任命されたために親英的な背景を中央政府に嫌われ、1996年の初代行政長官選挙への立候補を阻止された。中央政府の「香港救済策」が矢継ぎ早に提示されたのは、2001年4月の陳方安生の辞職の後であった。

(くらた・とおる 東京大学大学院 E-mail: toru424@hotmail.com)